

## ◆お知らせ

# 令和8年6月1日より

# 入院時の食事負担額が改定されます

令和8年6月1日から、一般の入院患者さんの食事負担額が1食当たり510円→550円に変更となります（一般の方以外は240円→270円、190円→220円に変更となります）。

これは、食材費等の高騰への対応として厚生労働大臣が定めたもので、全国一律の金額です。現行の1食当たりの料金より20～40円増となりますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。（自費の方は690円→730円となります）

入院時の食事療養の標準負担額(患者さん負担分) 流動食のみを提供する場合以外

所得区分	令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
区分ア 現役並みⅢ	1食につき510円(1日につき1,530円) (※1食につき300円 1日につき900円)	1食につき550円(1日につき1,650円) (※1食につき330円 1日につき990円)
区分イ 現役並みⅡ		
区分ウ 現役並みⅠ		
区分エ 一般		
区分オ 低所得Ⅱ	1食につき240円(1日につき720円)	1食につき270円(1日につき810円)
区分オ 低所得Ⅱ (1年間で90日超入院)	1食につき190円(1日につき570円)	1食につき220円(1日につき660円)
低所得Ⅰ	1食につき110円(1日につき330円)	1食につき130円(1日につき390円)

※指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童



問い合わせ先：医事課